

戸沢村									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
戸沢村持家住宅整備促進事業	補助金	○	○	—	村内で、住宅・店舗・付属建物の新築・増改築・修繕等の工事を発注する場合に補助金を支給します。	本村に住所を有する者、又は当該年度内に転入し居住する者であり、税等の滞納がない者	・村内業者に工事を発注した場合、補助率100分の10以内、限度額50万円。 ・村外業者に工事を発注した場合、補助率100分の5以内、限度額25万円。	平成29年4月から受付開始。ただし、申請年度の3月25日まで完了届を提出できる工事。	建設水道課 0233-72-2111 (内線234)
戸沢村住宅リフォーム総合支援事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	住宅及び付属建物の増改築、修繕等のリフォーム工事(一定要件あり)、耐震診断に基づく耐震改修工事を県内業者に発注する場合に補助金を支給します。	本村に住所を有する者、又は当該年度内に転入し居住する者であり、県内業者に工事を発注すること。かつ、村税等の滞納がない者。	補助率10%、限度額20万円。 ただし、以下に該当する場合は当該各号に掲げる額とする。 ①県産木材を3?以上使用する工事は、限度額30万円。(補助率は同じ) ②耐震診断に基づく耐震改修工事は、補助率25%、限度額40万円 ③三世帯・移住・近居・新婚・子育て世帯は、補助率10%、限度額10万円引き上げ。(三世帯世帯は三世帯リフォーム工事のみ引き上げ)	平成29年4月から予算がなくなるまで。ただし、申請年度の3月25日までに完了届を提出できる工事。	建設水道課 0233-72-2111 (内線234)
戸沢村合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助金	○	○	—	住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。	対象区域内(戸沢村の公共下水道区域及び農業集落排水事業区域以外の区域)において、住宅(併用住宅を含む)に合併処理浄化槽を設置する者。	5人槽:限度額402,000円 6~7人槽:限度額491,000円 8~10人槽:限度額638,000円	平成29年4月から募集開始。予算がなくなり次第終了。	建設水道課 0233-72-2111 (内線232)
介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費給付事業	補助金	—	○	—	居宅介護(介護予防)用の住宅改修費に対する給付	本村に住所を有し、要支援・要介護の認定を受けている者	補助率10分の9又は8以内、限度額18万円又は16万円。(支給限度基準額20万円)	随時	健康福祉課 0233-72-2111 (内線144)
戸沢村浄化槽整備促進事業費補助金	補助金	—	○	—	単独浄化槽等から合併処理浄化槽に転換するものに対して、補助金を交付する。	・戸沢村合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受ける者 ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換工事 ※要件の詳細については、お問い合わせください。	5人槽 上限210,000円 6人槽以上 上限250,000円	平成29年4月から募集開始。予算がなくなり次第終了。	建設水道課 0233-72-2111 (内線232)